

輸入米麦の特別売買契約に係る契約申込者の資格審査の申請についてのお知らせ

平成21年12月21日

農林水産省総合食料局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第31条及び第43条に基づき農林水産省総合食料局が実施する輸入米麦の特別な方式による買入れ及び売渡しについては、随意契約（以下「輸入米麦の特別売買契約」という。）によることとし、米穀の買入・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）及び輸入麦の買入・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）において、輸入米麦の政府への売渡しに係る契約を申し込むことができる者（以下「特別売買契約申込者」という。）の資格要件を定めております。

ついては、平成22年度から平成24年度までにおいて実施する輸入米麦の特別売買契約について、特別売買契約申込者の資格審査の申請を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御了知の上、輸入米麦の特別売買契約申込資格審査申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、資格要件を有すると判断された場合には、当該申請者を契約申込資格者とし、契約の種類ごとに契約申込資格者名簿に登録されることとなります。

なお、申請書及び記載方法等の詳細を記した記載要領については、総合食料局食糧部食糧貿易課において別途配布します。

記

1 契約の種類について

農林水産省総合食料局が実施する輸入米麦の特別売買契約の種類は次のとおりです。

- (1) 輸入米穀の特別売買契約
- (2) 輸入麦の特別売買契約（当該契約に係る輸入麦を船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合）
- (3) 輸入麦の特別売買契約（当該契約に係る輸入麦を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）

2 特別売買契約申込者の資格要件について

農林水産省総合食料局が実施する輸入米麦の特別売買契約については、基準日（平成22年1月1日）において、以下の資格要件を満たしていることが必要です。

(1) 輸入米穀の特別売買契約申込者の資格要件

申請者が、米穀の輸出入を業務とすること。

申請者が基準日の前日以前の直近3か年間で20トン以上の米穀の輸出入の実績（輸出国

における米穀の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。以下同じ。)を有すること。

日本において設立された法人で、申請者の自己資本が1億円以上であること又は金融機関から同額以上の融資が得られること。

申請者が米穀の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等(米国、豪州、中国、タイに所在する支店、営業所、出張所、駐在員事務所及び海外現地法人等をいう。)に1名以上配し、当該業務に従事させていること。

申請者(その役員を含む。)が、輸出入関係諸法令(関税法(昭和29年法律第61号)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)などの関係諸法令をいう。以下同じ。)の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 輸入麦の特別売買契約申込者の資格要件(当該契約に係る輸入麦を船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合)

申請者が麦の輸出入を業務とすること。

申請者が基準日の前日以前の直近3か年平均で年間2万トン以上の麦の輸出入の実績(輸出国における麦の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。以下同じ。)を有すること。

日本において設立された法人で、申請者の自己資本が10億円以上であること又は金融機関から同額以上の融資が得られること。

申請者が麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等(米国、カナダ、豪州に所在する支店、営業所、出張所、駐在員事務所及び海外現地法人等をいう。)に各1名以上配し、当該業務に従事させていること。

(1)の 基準を満たすこと。

(3) 輸入麦の特別売買契約申込者の資格要件(当該契約に係る輸入麦を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合)

(2)の 基準を満たすこと。

申請者が基準日の前日以前の直近3か年平均で年間20トン以上の麦の輸出入の実績を有すること。

(1)の 基準を満たすこと。

申請者が麦の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等(米国、カナダ、豪州に所在する支店、営業所、出張所、駐在員事務所並びに海外現地法人等をいう。)に1名以上配し、当該業務に従事させていること。

(1)の 基準を満たすこと。

(4) (1)、(2)又は(3)の資格要件を全て満たしている場合であっても、次に掲げる者は、特別の事情がある場合を除き、契約申込資格者としません。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者

(5) 次に該当する者は、当該事実が発生した後2年間は契約申込資格者としなないことがあります。契約の履行に当たり、物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

3 資格審査の申請受付期間及び受付場所について

(1) 受付期間 平成22年1月22日(金)から平成22年2月1日(月)まで
(上記期間中の午前10時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。)

(2) 受付場所 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課 米穀貿易班 又は 麦類貿易班
(本館6階 ドア番号667)
TEL 03(3502)8111(代表)
内線 米: 4267
麦: 4266

4 資格審査の申請に必要な書類について

特別売買契約申込資格者の資格審査の申請には、次の書類が必要です。

なお、申請者が別途輸入米麦の買入委託契約に係る指名競争契約参加者の資格審査の申請を行う場合には、下記、及び の書類の提出を省略することができます。

また、申請書の様式及び記入方法については、農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課において別途配布する記載要領に示されていますので、これを熟読の上、作成してください。

輸入米麦の特別売買契約申込資格審査申請書

営業経歴書

登記簿謄本又は登記事項証明書

財務諸表類(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)

納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28条)別紙9号書式その3の3をいう。)

自己資本が基準の額に満たない申請者については、銀行等の融資証明書

5 資格審査の結果通知について

審査の結果、契約申込資格の有無につき決定し、その旨書面をもって申請者に通知します。

6 契約申込資格者名簿について

審査の結果、契約申込資格者として決定した場合は、当該申請者を農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課において管理する契約申込資格者名簿に登録します。

7 契約申込資格の有効期間について

契約申込資格の有効期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までです。

8 契約申込資格の取消しについて

(1) 契約申込資格者名簿に登録された者が、次に該当することとなったときは、特別の事情があ

る場合を除き、契約申込資格を取り消し、契約申込資格者名簿から削除します。

令第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者

- (2) 契約申込資格者名簿に記載された者が、次に該当することとなったときは、特別売買契約申込資格者の資格を取り消すことがあります。この場合には、当該者を契約申込資格者名簿から削除し、削除後2年間は契約申込資格者としないことがあります。

契約の履行に当たり、物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

公正な見積合せの執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために
連合した者

契約相手方として決定した者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた
者

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

- (3) 契約申込資格者名簿に登録された者が(1)及び(2)に該当することにより、契約申込資格者としての資格を取り消す必要があるときは、資格取消通知書により通知するとともに、当該情報を農林水産省ホームページにおいて公表することがあります。

9 指名停止期間中の申込みについて

総合食料局指名停止等措置要領（平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知。以下「指名停止要領」という。）に基づき指名停止を受けている期間中の者は、申込みができないことがあります。

なお、指名停止要領第10条に基づき、指名停止に関する情報を農林水産省ホームページにおいて公表することがあります。

10 秘密の保持について

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

11 その他

契約申込資格を得た者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生（再生）手続開始の決定を受けた者（以下「更生（再生）手続開始決定者」という。）は、再度、契約申込資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生（再生）手続開始決定者であって、当該更生（再生）手続開始の決定以後、再度、契約申込資格の審査を受けていない者は、契約申込資格を取り消すことがあります。